保安規程

第 1 章　総則

【目的】

第 1 条　＿＿＿＿＿＿（以下「当事業場」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、電気事業法（以下「法」という。）第 42 条第 1 項の規定に基づき、この規程を定める。

【保安管理業務の委託】

第 2 条　当事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）は、電気事業法施行規則に定める電気保安法人に委託するものとする。

2. 前項の保安管理業務の委託については、電気保安法人との契約によって定めるものとする。

【法令及び規程の遵守】

第 3 条　当事業場の電気工作物設置者及び従業員は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

【細則の制定】

第 4 条　この規程を実施するため必要と認められた場合には別に細則を制定するものとする。

【規程等の改正】

第 5 条　この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正にあたっては、電気保安法人の意見を求めるものとする。

第 2 章　保安に関する業務の管理

【保安に関する業務の管理】

第 6 条　当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用における保安に関する業務は＿＿＿＿＿＿(以下「統括管理者」という。)が統括管理するものとする。

【連絡責任者等】

第 7 条　電気保安法人に委託した保安管理業務については電気保安法人と連絡する者（以下「連絡責任者」という。）及びその者に事故があった場合に代行させる代務者をあらかじめ指名しておくものとする。

2. 前項に変更が生じた場合は、ただちに電気保安法人に通知するものとする。

3. 必要に応じて連絡責任者又はその代務者を電気保安法人の業務に立ち会わせるものとする。

【設置者の義務】

第 8 条　当該事業場の電気工作物の工事、維持及び運用について保安上重要な事項を決定

又は実施しようとするときは電気保安法人と協議し、電気保安法人の意見を求めこれを尊重するものとする。

2. 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係ある場合には、電気保安法人と協議の上これを作成するものとする。

3. 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気保安法人を立ち会わせるものとする。

【従事者の義務】

第 9 条　電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「従事者」という。）は、電気保安法人がその保安のために行う指示、助言に従うものとする。

2. 従事者は電気保安法人が行う保安規程の遵守のための教育又は指導を受けるものとする。

第 3 章　保安教育

【保安教育】

第 10 条　従事者に対し、保安に必要な教育を行うものとする。

2. 前項の教育又は指導について、電気保安法人と協議の上、電気保安法人に実施させるものとする。

【保安に関する訓練】

第 11 条　従事者に対し、災害その他電気事故が発生したときの措置について、必要に応じ演習訓練を行うものとする。

2. 前項の演習訓練については、あらかじめ電気保安法人と協議の上行うものとする。

第 4 章　工事計画および実施

【工事計画】

第 12 条　電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替及び廃止をいう。）の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し電気保安法人の指導、助言を求めるものとする。

【工事の実施】

第 13 条　電気工作物の工事の実施にあたって作業責任者を置くとともに、電気保安法人に工事期間中の点検と完成した場合の竣工検査を行わせ、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合し、計画通り施工されており保安上支障がないことを確認させるものとする。

2. 電気工作物に関する工事を他のものに請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

第 5 章　保守

【巡視、点検、試験】

第 14 条　電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び試験は別表
に定める基準に従い行うものとする。

2. 前項の巡視、点検及び試験は、電気保安法人と協議の上これを的確に実施するものとする。

3. 電気保安法人以外のものが行う巡視、点検、試験については、その結果を電気保安法人に報告し、確認を受けるものとする。

第 15 条　巡視、点検、試験の結果、技術基準に不適合又は不適合のおそれがあると報告された場合には当該電気工作物を修理、改造、移設またなその使用を一時停止もしくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

【事故の応急措置等】

第 16 条　電気工作物に関する事故その他の異常が発生し又は発生するおそれのある場合には、電気保安法人その他の関係先に迅速に連絡又は報告し、電気保安法人の指示を受けて適切な応急処置をとり、人身及び設備の安全を確保するものとする。

2. 電気保安法人の協力を求め、必要に応じて臨時点検を行わせ、事故その他の異常の発生原因を究明し、再発防止対策を実施するものとする。

3. 低圧電路の絶縁状況の適格な監視が可能な装置（以下「絶縁監視装置」という。）を設置している場合は、警報発生時に電気保安法人が警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。

第 6 章　運転または操作

【運転または操作】

第 17 条　平常時及び事故その他異常発生時における遮断器、開閉器等の操作順序、方法については、電気保安法人の意見を聞いてあらかじめ定め、受電室その他見やすい場所に掲示しておくものとする。

2. 受電用遮断器等の操作にあたっては、電気保安法人は必要に応じて電気事業者に連絡を行うものとする。

第 7 章　災害対策

【防災体制】

第 18 条　災害その他非常時の場合に備え電気工作物の保安を確保するために、電気保安法人の意見を聞いて適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

2. 第 16 条第 1 項の連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は、受電室その他見やすい場所に掲示しておくものとする。

3. 連絡責任者等は、非常災害発生時において迅速に電気保安法人に連絡し、その指示又は助言を受けるものとする。

4. 連絡責任者等は災害その他非常の場合において緊急に送電を停止する必要があると判断したときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第 8 章　記録

【記録】

第 19 条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する事項について記録すること。

2. 前項の記録のうち、竣工検査、月次、年次点検の記録及び電気事故の記録は、3 年間保存するものとする。

3. 主要機器の補修については記録し、必要な期間保存するものとする。

第 9 章　責任の分界点

【責任の分界点】

第 20 条　電気事業者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力受給契約に基づく責任の分界点とする。

【需要設備の構内図】

第 21 条　需要設備の構内は別図に示すとおりとする。

第 10 章　雑則

【危険の表示】

第 22 条　受電室のその他高圧電気工作物が設置される場所には、取扱者以外のものが立ち入らないよう、電気保安法人との協議の上出入り口に施錠装置及び立入禁止表示を設けるものとする。

【測定器具類の整備】

第 23 条　電気工作物の保安上必要とする測定器具類等を電気保安法人との協議のうえ整備し、これを適正に保管するものとする。

【設計図、書類の整備】

第 24 条　電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等については、必要な期間整備保管するものとする。

【手続書類等の整備】

第 25 条　関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附則

　この規程は、関東東北産業保安監督部長に提出した保安管理業務外部委託承認申請が承認された日から施行する。